



炭鉱でじん肺にり患された方及びじん肺によりお亡くなりになられた方の相続人の皆様へ損害賠償金をお支払します。

経済産業省
石炭保安室

炭鉱で働いていた方を 探しています!!

平成16年4月、筑豊じん肺訴訟最高裁判決で国の損害賠償責任が確定したことから、国を提訴し、以下の要件で和解が成立した場合に損害賠償金をお支払いします。

- (1) 昭和35年4月1日から昭和61年10月31日までの間に国内の炭鉱の坑内で働いていたこと。
- (2) じん肺が進行し療養が必要であること、あるいはじん肺により死亡したものであること。
- (3) 時効などにより、損害賠償請求権が消滅していないこと。
・時効期間内であるかどうかについては、法律専門家である弁護士などにお聞きください。

<お問い合わせ先>

最寄りの法テラス(日本司法支援センター)

電話 0570-078374

※ 通話料のみ。利用料はかかりません。

(平日: 9:00~21:00、土曜: 9:00~17:00)

<https://www.houterasu.or.jp>



最寄りの弁護士会

日本弁護士連合会のホームページは、

<https://www.nichibenren.or.jp>

